**平成２９年（フ）第１９号**
愛知県豊川市御油町美世賜231番地
債務者　坂口　伸一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２９年（フ）第２４７号**
神奈川県大和市福田６丁目２番地２　ヴェルパーク桜ケ丘Ⅱ101
債務者　荒谷　隆行
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２４８号**
神奈川県大和市福田６丁目２番地２　ヴェルパーク桜ケ丘Ⅱ101
債務者　荒谷　典子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３７４号**
横浜市瀬谷区橋戸２丁目18番地６
債務者　福田　啓子（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３８７号**
神奈川県藤沢市高倉684番地の１　パレステージ長後110号
債務者　平原　雅之
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３９１号**
横浜市旭区今宿西町177番地　ベルハイツ今宿Ｃ―203
債務者　田中　　亮
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３９２号**
横浜市磯子区上中里町1028番地　31棟3133号
債務者　島田　　崇
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第４１５号**
横浜市青葉区田奈町10番地26　ハイツムカイ101
債務者　佐々木裕也
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第４４１号**
横浜市戸塚区平戸１丁目20番20号
債務者　達知　　栄
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第４１８号**
横浜市南区永田東１丁目34番36号　リブゼ横浜南伍番館502号
債務者　粟飯原洋貴
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第４１９号**
神奈川県藤沢市石川３丁目12番地の11　ペールメールＲＩＳＡⅡ102号
債務者　鈴木つばさ
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第４１１号**
横浜市鶴見区矢向１丁目13番23―604号
債務者　上保　利浩
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第７１９号**
大阪府枚方市楠葉丘１丁目70番20―11号
債務者　小嶋　和美
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第７２０号**
大阪府枚方市楠葉丘１丁目70番20―11号
債務者　小嶋ひかる
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第８０９号**
大阪市浪速区大国３丁目６番16―802号
債務者　小島　大典
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第７４４号**
静岡県藤枝市岡部町村良782番地の４
債務者　伏見　雅仁
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部